平成２７年（フ）第５３７号
静岡市駿河区小鹿70番地の１　カーサひじり５　102、旧住所静岡市駿河区曲金３丁目７番21号
破産者　石川　嘉丈
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９９７号
名古屋市緑区鳴海町字本町34番地の１
破産者　荒川　晃治
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４９号
名古屋市中川区供米田３丁目805番地、従前の住所名古屋市中川区野田２丁目234番地の３
破産者　永田　勝司
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５０号
愛知県清須市西枇杷島町城並３丁目７番地３アニマート306、住民票上の住所愛知県瀬戸市八幡台６丁目113番地
破産者　木村　　昭
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３４号
兵庫県加古川市平岡町土山1152番地の４グルーラムハイツワコー302号、開始決定時の住所兵庫県加古郡稲美町中村540番地の５（従前の営業所所在地）兵庫県加古郡稲美町国岡３丁目６－６
破産者　お好み焼風こと　中村久仁子
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２５０号
兵庫県姫路市大津区天満376番地３
破産者　堀田　庄三
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３５８号
兵庫県姫路市大津区長松270番地４
破産者　山根ちとせ
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３号
島根県益田市赤雁町ロ418番地、住民票上の住所島根県益田市赤雁町ロ415番地１
破産者　伏谷由美子
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第１１号
大分市西新地２丁目１－34　ベル大洲302号、開始決定時の住所大分県佐伯市米水津大字宮野浦189番地２
破産者　岡部　徳昭
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
茨城県ひたちなか市大字市毛847番地56　県営もみじが丘アパート８棟６階３号
破産者　ホンダインテリアこと　本田　雅晴
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１９１号
神奈川県大和市下鶴間1602番地３　ヒカリハイツＢ棟102号、旧住所横浜市中区本郷町３丁目99番地　２Ｆ
破産者　村松　　茂
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５５号
滋賀県湖南市平松北３丁目16番地
破産者　内田　真二
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２１９３号
横浜市港北区綱島東５丁目11番49号　ヴァンベール202
破産者　伊藤美也子
１　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
２　一般調査期日　平成28年６月23日午後１時30分
平成28年４月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２２７号
大阪市住吉区南住吉３丁目16番２号
破産者　藤見　明生
１　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
２　一般調査期日　平成28年７月４日午後２時30分
平成28年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８００号
広島市安佐南区古市３丁目５番５－801号
破産者　日向　靖子（旧姓山本）
１　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
２　一般調査期日　平成28年６月24日午前10時
平成28年４月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０号
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目15番12号（第６大丸ビル310号）
破産者　塗木　峰夫
１　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
２　一般調査期日　平成28年７月20日午後４時
平成28年４月19日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８号
沖縄県宜野湾市長田３丁目11番12号
破産者　安里　光徳
１　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
２　一般調査期日　平成28年５月27日午後１時30分
平成28年４月20日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第７５２号
神戸市西区学園西町１丁目１番地の１　1601号、開始決定時の住所神戸市長田区西丸山町３丁目２番10号
破産者　玉井　康博
１　破産債権の届出期間　平成28年５月24日まで
２　一般調査期日　平成28年６月15日午後１時30分
平成28年４月19日
神戸地方裁判所第３民事部